

日シンガポール外交関係樹立 60 周年イベント（SJ60）出展事業

共同出展地域公募要領

令和 8 年 8 月 19 日
観光庁 国際観光部 国際観光課

観光庁では、「日シンガポール外交関係樹立60周年イベント（SJ60）出展事業」における共同出展地域を以下の要領で広く募集します。

本公募への応募に際しては、以下の公募要領をよくご理解の上、応募に係る全ての手続を適正に行っていただくようお願いします。

記

◇ 応募受付期間

令和8年8月19日（水）～令和8年9月2日（水）【正午締切】

◇ 本件の問合せ先（事務局）

株式会社JTB 霞が関事業部「SJ60出展事業 共同出展地域公募」担当

E-mail：sj60_exhibition@jtb.com

◇ 電 話：03-6737-9261（9：30～17：30／土休日を除く。）

※本公募要領をよくご確認くださいの上で、ご不明な点があればお問合せください。

※お問合せの際は、件名を必ず「SJ60出展事業 共同出展地域公募について」としてください。

【目 次】

I． 本事業の目的と内容.....	3
1． 本事業の目的.....	3
2． 本事業の流れ.....	4
II． 公募要件.....	5
1． 応募できる地域の要件.....	5
2． 応募主体の要件.....	5
III． 応募手続.....	6
1． 応募受付期間.....	6
2． 申請先.....	6
3． 申請資料.....	6
4． 留意点.....	6
IV． 連携地域の選定.....	7
1． 選定方法.....	7
2． 選定の観点.....	7

3. 選定結果の決定および通知.....	7
----------------------	---

V. その他、重要説明事項.....	8
--------------------	---

1. 応募に関する注意事項.....	8
--------------------	---

2. 個人情報の使用目的.....	8
-------------------	---

3. 反社会的勢力の排除.....	9
-------------------	---

4. その他.....	9
-------------	---

I. 本事業の目的と内容

1. 本事業の目的

日本とシンガポール共和国は、2026 年に外交関係樹立 60 周年を迎え、同年 3 月 18 日（水）に行われた日・シンガポール首脳会談で発表された「日本とシンガポール共和国間の戦略的パートナーシップ立ち上げに関する共同声明」においても、両国間の旅行者の往来を更に拡大するための協力強化について盛り込まれたところです。

本事業は、日シンガポール外交関係樹立 60 周年を契機とし、更なる双方向交流の拡大に向けた機運醸成及び地方誘客の促進を目的として、観光庁が 2026 年 11 月にシンガポールで開催予定の BtoC イベント「SJ60」に出展するものです。

「持続可能な観光と未来への繁栄」を観光庁ブースコンセプトとして、「地域の豊かな自然環境や文化を体験する」、「地元産品を活用した食事を楽しむ」など、地域固有の魅力や旅のスタイルを来場者に提案することで、地方部の新たな魅力の発見と両国間の将来にわたる持続的な観光交流に繋げることとしております。

出展にあたっては、シンガポールからの旅行者誘致に意欲のある地域の DMO や自治体等（2～3 地域程度）と連携し、地方部の魅力を効果的に発信することとしており、本公募により連携して共同出展する地域を選定します。

2. 本事業の流れ

本公募は、SJ60 出展事業において共同出展する地域の選定を目的としています。本事業の大まかな流れは、以下のとおりです。

（1）応募資料の提出

共同出展を希望する地域は、本公募要領を確認の上、DMO 又は自治体等を応募主体として応募資料を作成し、事務局へ提出してください。

（2）審査及び結果通知

提出資料に基づき、事務局及び観光庁にて審査を行った上で、事務局より応募団体に対して結果を通知します。審査にあたり、必要に応じて、事務局は応募団体に対してヒアリングを実施します。

(3) イベント準備

共同出展地域として選定された応募団体（以下「連携地域」という。）は、事務局との連絡調整に応じるとともに、ブース出展に必要な観光素材の提供等を行ってください。また、連携地域は事務局と協議の上、ブース展示内容・体験コンテンツ・ノベルティ等の企画に参画し、イベント当日まで必要な準備を進めてください。

(4) イベント当日（2026年11月28日（土）～29日（日））

連携地域は、現地（シンガポール）への参加者を派遣し、現地において来場者への情報提供・対話等を行ってください。

(5) イベント終了後

連携地域は、事務局からの効果測定・アンケート結果等の報告を受け、今後の誘客施策に活用してください。

Ⅱ．公募要件

1．応募できる地域の要件

本公募に応募できる地域は、以下の要件を全て満たす地域とします。

- ・ DMO、地方自治体、またはこれらに準ずる観光関連団体であること。
- ・ 本イベント（SJ60）に独自出展を予定していないこと。
- ・ シンガポールからの旅行者誘致に意欲を有し、地域の観光関係者と連携して取り組む体制を有していること。
- ・ イベント当日（2026年11月28日（土）～29日（日））に現地（シンガポール）へ1～2名を派遣できること（旅費・宿泊費等の渡航費用は観光庁が負担します）。
- ・ ブース展示・PRに使用できる観光素材（写真・動画・多言語資料等）を事務局が指定する期日までに提供できること。
- ・ 事務局及び観光庁との連絡調整・協議に対応できる担当者を配置できること。

2．応募主体の要件

以下の団体が本公募に応募できます。

- ・ DMO（観光地域づくり法人）
- ・ 地方公共団体
- ・ 上記に準ずる観光関連団体

Ⅲ. 応募手続

必要な資料を全て揃え、オンラインフォームより申請してください。応募受付期間、申請先等は、以下のとおりです。

1. 応募受付期間

令和8年8月19日（水）～令和8年9月2日（水）正午

※締切時刻までに手続が完了するよう、時間に余裕を持って申請してください。

2. 申請先

オンラインフォーム（Forms）リンク：<https://forms.cloud.microsoft/r/Rb3ViAw9hs>

※オンラインフォームによる応募申請後、1営業日後を目途に受領した旨を事務局よりメールで連絡しますので、連絡がない場合は事務局まで必ず電話にて連絡してください。

※回答送信後、オンラインフォームの「回答を保存」機能を利用し、回答内容の控えを必ず応募団体にて保存・保管してください。

3. 提出資料

オンラインフォームへの回答をもって申請とします。オンラインフォームへの回答の際に以下の資料を全て揃えて提出してください。

提出資料名	資料内容	様式番号
地域の観光概要資料	地域の観光資源、シンガポールを含むインバウンド実績、多言語対応状況等がわかるもの	様式自由
PR 素材サンプル写真または展示イメージ写真	観光庁ブースでの展示・PR に使用したい地域の画像（1枚） ※観光庁ブース（幅6m×奥行3m）における展示スペースは、選定された地域数に応じて調整。	様式自由
その他参考資料(任意)	上記以外で審査の参考となるもの	様式自由

4. 留意点

- ・ 提出資料に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効とします。
- ・ 提出資料の作成に係る費用は応募団体の負担とします。
- ・ 提出資料に掲載する写真・画像は公表可能なものを使用してください。
- ・ 提出資料は行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合は開示対

象となることがあります。

IV. 連携地域の選定

1. 選定方法

事務局及び観光庁において、「2. 選定の観点」に基づいて総合的に審査を行った上で、2～3地域程度を選定します。

なお、応募受付期間終了後に、必要に応じてヒアリング等を実施します。

2. 選定の観点

提出された応募資料を、以下の観点から審査します。

(1) 市場適合性

- ・ シンガポールを訪日リピーター層（2～3回程度の訪日経験者）への訴求力があるか。
- ・ シンガポールからの旅行者誘致に意欲がありポテンシャルが高いか。

(2) 体験の独自性

- ・ その地域でしか得られない固有の体験コンテンツを有しているか。
- ・ 観光庁ブース（幅6m×奥行3m）内の展示スペースにおいて体験・魅力を効果的に再現・訴求できるか。
- ・ 観光庁ブースコンセプトを理解し、食・文化・自然等、市場全体またはターゲットとする年代ごとの関心を踏まえたテーマ設定ができているか。

(3) 来訪誘導性

- ・ 宿泊券・クーポン、試食品等、実際の来訪につながる具体的なインセンティブを提供できるか。

3. 選定結果の決定及び通知

地域の選定後、事務局より順次結果の通知を行います。個別の審査結果に関する問合せには回答できません。

V. その他、重要説明事項

本事業に係る以下の重要説明事項を必ずご確認・ご理解いただいた上で応募をお願いいたします。

1. 応募に関する注意事項

- (1) 応募資料等の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、選定の取消等の処分を受ける可能性があります。応募資料等の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での応募とならないよう、十分にご確認ください。
- (2) 選定後においても、事務局・観光庁との協議の結果、連携内容の一部を変更していただく場合があります。
- (3) 本事業の実施にあたり取得・提供する素材・コンテンツ等の著作権・肖像権の処理については、事務局の指示に従ってください。なお、本事業により制作された制作物の使用权及び著作権は観光庁に帰属することとします。

2. 個人情報の使用目的

本事業への応募に係る提出資料等により取得された個人情報は、以下の目的以外に使用されることはありません。

- ・ 本事業における審査、連絡・調整、資料送付等、本事業の進行管理のため
- ・ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募団体・地域を識別・特定できない形態に加工したデータを作成するため

3. 反社会的勢力の排除

次の①から④に掲げるいずれかに該当することが判明した場合は、選定を取り消します。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供

与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. その他

本公募要領に掲載のない細部については、事務局の指示に従うものとします。

以上